

社団法人射水青年会議所役員選任規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は社団法人射水青年会議所(以下「本会議所」という)定款第16条に定める役員の選任に関する事項を規定する。

第2章 選考委員会

(構成)

第2条 次年度の理事長候補者、理事候補者及び監事候補者選任の為の選考委員会は、下記の者で構成される。

- (1) 当該年度理事長
 - (2) 正会員の内より理事長経験者
 - (3) (1)、(2)を除く正会員の内より第3条に定めるすべての者、但し、理事長立候補者は除く
- 2 選考委員長は理事長とする。

(選考委員資格)

第3条 選考委員は正会員であり次の資格要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 副理事長、専務理事、監事、事務局長、室長のいずれかを経験していること。
- (2) 過去2年間の義務出席会合の出席率が4分の3以上でなければならない。

2 担当委員会は、選考委員資格に基づき選考委員会名簿を4月末日までに選考委員長に提出する。

(任務)

第4条 選考委員長は7月10日迄に、理事長候補者、理事候補者及び監事候補者の名簿を作成し、委員会に提出しなければならない。

- 2 選考委員会は7月末日迄に理事長候補者1名、理事候補者25名以上30名以内、及び監事候補者2名以上4名以内を選考しなければならない。
- 3 選考委員会は、役員の選任に関する一切の責任を負う。

(議事)

第5条 選考委員会の議長は、選考委員長もしくは選考委員長が指名した者がこれにあたる。

- 2 選考委員会は、選考委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 選考委員会の議決は、出席した選考委員の3分の2以上の同意をもって決する。

第3章 理事長候補者

(理事長立候補資格)

第6条 理事長立候補者は、次の資格要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 理事長の未経験者であること。
- (2) 青年会議所における委員長の経験があること。
- (3) 副理事長、専務理事、監事のいずれかの経験があること。

- (4) 日本J C役員、地区役員、ブロック役員のいずれかの経験があること。
- (5) 過去2年間の義務出席会合の出席率が4分の3以上であること。
- (6) 但し、理事会の承認を得て上記資格要件を緩和することができる。

2 担当委員会は、理事長立候補者資格に基づき有資格者リストを4月末日までに選考委員長に提出する。

(理事長立候補者)

第7条 理事長に立候補するものは、5月末日までに下記の書類を選考委員長に提出しなければならない。

- (1) 立候補者の氏名、経歴及び青年会議所における経歴書
- (2) 立候補者の社団法人射水青年会議所に関する意見書(2000字以内)
- (3) 理事経験者5名の推薦状。

(選考委員会の推薦)

第8条 第7条に規定する5月末日までに立候補者の届け出がないときは、選考委員会が有資格者より推薦するものとする。

2 選考委員会の推薦を受けた候補者は、第7条に定める書類を選考委員会に提出しなければならない。

第4章 監事候補者

(監事候補者資格)

第9条 監事候補者は、次の要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 理事長、副理事長、専務理事、事務局長、室長のいずれかを経験していること。但し、理事会の承認を得て緩和することができる。

第5章 役員予定者の選任

(理事長予定者及び監事予定者)

第10条 選考委員会の協議により選出された各候補者は、8月通常総会の承認を得て、理事長予定者、理事予定者及び監事予定者となる。

(副理事長予定者)

第11条 理事長候補者によって推薦された副理事長候補者4名以内は、選考委員会で選任後、8月通常総会の承認を得て、副理事長予定者となる。

(専務理事予定者)

第12条 理事長候補者によって推薦された専務理事候補者は、選考委員会で選任後、8月通常総会の承認を得て、専務理事予定者となる。

(室長予定者)

第13条 理事長候補者によって推薦された室長候補者は、選考委員会で選任後、8月通常総会の承認を得て、室長予定者となる。

(理事予定者)

第14条 理事長候補者によって推薦された理事候補者25名以上30名以内は、選考委員会で選任後、

8月通常総会の承認を得て、理事予定者となる。

第6章 役員の解任および補充

(解任)

第15条 休会の場合は、当該年度中の役員の任を解く。

(役員予定者欠員の補充)

第16条 役員予定者に欠員が生じた場合は、選考委員会が補充者を選考し、第5章の規程に準じ臨時総会を開催し承認を得て決定する。

(欠員の補充)

第17条 任期中の役員に欠員が生じた場合、次の各項によって理事会が予定者を選考し、臨時総会を開催し、承認を得て決定する。

- (1) 理事長の時、副理事長より
- (2) 副理事長の時、理事より
- (3) 理事及び監事の時、正会員より

附則

本規程は、平成17年1月1日より施行する。